

加西市地域づくり活動拠点に関する基本方針

令和5年3月22日

加西市では小学校区を単位とし、地域課題の解決や地域資源の活用などに取り組む地域運営組織であるふるさと創造会議、まちづくり協議会、地域づくり協議会（以下、「ふるさと創造会議等」という）が全10地区で設立されています。

各地区において、地域づくりを進めていくために、ふるさと創造会議等の事務局体制の確立や新たな事業の展開が行われます。そのためには各地区にふるさと創造会議等が地域づくりを行う活動拠点が確保されていることが重要となります。

現在ではふるさと創造会議等の活動拠点を有している地区と有していない地区があり、全地区でふるさと創造会議等が占有して独自に利用できる活動拠点を確立するため、市が支援、整備を行っていくこととします。

ここでは加西市における地域づくり活動拠点（以下、「活動拠点」という）の確立に関する基本方針について、次のとおり整理します。

1. 活動拠点の位置づけ

- ・地区の状況に応じて適正な場所に活動拠点を位置付けるため、ふるさと創造会議等による利用計画を鑑み、市が支援、又は整備を行う。

2. 必要な機能

- ・ふるさと創造会議等の活動に最低限度必要と考える以下のスペース（機能）を備える。
 - ①事務所スペース
 - ②会議スペース（役員会議など）
 - ③小規模事業スペース（ふれあい喫茶など）
 - ④トイレ ※ただし、隣接する施設などのトイレが使用でき、かつ不要と判断される場合はこの限りでない。

3. 期 間

- ・各地区における活動拠点の有無や老朽化等の状況及び希望調査等から総合的に判断し、優先度の高い地区から順次支援、又は整備を行う。
- ・長期計画により、全地区の活動拠点の確立を行う。

短期（～3年目）、中期（4～6年目）、長期（7年目～時期は検討）

4. 既存施設の活用

- ・市立地区集会施設がある地区においては、既存の市立地区集会施設を活用する。第2項「必要な機能」を満たしていない場合は、必要に応じて機能を付加するように改修を行う。
- ・既存の市立地区集会施設が老朽化等により、安全面や機能面等に不具合が発生した場合は、必要に応じて、改修又は建替え、取壊しの検討を行い、対策を行う。
- ・地区の状況に応じては、教育施設の利活用も検討する。

5. 新設の規模

- ・地区内に適した既存施設がなく、新規に活動拠点を整備する場合は前項「必要な機能」を満たしつつ、ふるさと創造会議等と協議を行いながら、整備後の維持管理面において負担になりすぎない規模の施設とする。

6. 適地選定

- ・活動拠点の場所は地域の状況に応じて選定する。費用面からできる限り既存施設の活用を行い、新規に整備する場合は極力市有地を活用する。

7. 施設の運用

- ・新規に整備した活動拠点の規模では行えない大規模な会議や事業は公民館やその他公共施設、自治会施設などを借用して行う。

8. 基本方針の見直し

- ・加西市における地域課題の変化、地域づくり活動の実施及び活動拠点の状況等の調査、分析を踏まえ、随時、加西市地域づくり戦略会議において検討を行い、必要があると認めるときはこの基本方針を変更するものとする。